

## 教育職員免許状の申請に係る手数料の改定について

令和6年11月議会において、受益と負担の公平の確保を図るため、鳥取県手数料徴収条例が一部改正され、教員免許の申請に係る手数料が以下のとおり改定されます。

令和7年4月1日付けの申請から改定後の手数料が適用されますので、ご承知ください。

### 1 手数料が改定される申請について

事務の区分	単位	改定前	改定後	備考
ア 教育職員の臨時免許状の授与	1件につき	1,800円	1,900円	
イ 特別支援学校の教員の臨時免許状への新教育領域の追加	1件につき	1,800円	1,900円	
ウ 教育職員の免許状の書換交付	1件につき	950円	1,000円	鳥取県教育委員会が授与した免許状のみ該当
エ 教育職員の免許状の再交付	1件につき	1,200円	1,300円	鳥取県教育委員会が授与した免許状のみ該当

### 2 施行期日

令和7年4月1日